# 臼田まちづくり協議会設置要領

#### (目的及び設置)

第1条 厚生連佐久総合病院の再構築により変化する臼田のまちの機能を補完し、新たに生み出される機能を活かしながら、多くの人が行き交い、住みたくなるような「やさしさ」と「便利さ」を持ち、「活力」のあるまちをつくるため、「臼田まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (基本方針)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を基本方針とする。
  - (1) 協議会は、佐久総合病院の再構築により変化するまちの機能を補完し、そして新たい必要とする機能について話し合います。
  - (2) 協議会は、住民等のそれぞれの自主性に基づき運営されます。
  - (3) 協議会は、行政との協働のまちづくりについて話し合います。
  - (4) 協議会は、佐久総合病院と連携したまちづくりについて話し合います。
  - (5) 協議会は、参加者自らがまちづくりの主体となり役割を果すよう努めます。

#### (組織)

第3条 協議会は、「臼田まちづくり協議会運営委員会」(以下「委員会」という。)と「臼田 協働まちづくりワークショップ」(以下「ワークショップ」という。)をもって組織する。

### (委員会)

- 第4条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
  - 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
  - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 5 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。
  - 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

#### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。 2 委員は再任することができる。

## (ワークショップ)

第6条 ワークショップは、協議会の目的達成のため基本方針に基づき、自主的に参加する 臼田地区の在住・在勤・在学者による研究検討会議とする。

#### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、佐久市臼田支所総務課内におく。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員会において協議し、別に定める。

# 附則

この要領は、平成22年7月15日から適用する。